

## 目次

第一章 総則（第一条）	第二章 信用保証協会
第二節 通則（第二条—第五条）	第三節 設立
第三節 設立（第六条—第十条）	第四節 業務（第二十一条—第二十九条）
第四節 業務（第二十一条—第二十九条）	第五節 解散及び清算（第二十三条—第三十条の五）
第六節 監督（第三十三条—第三十六条）	第七節 総則（目的）
第三章 保証業務支援機関（第三十七条—第四十六条）	第一章 総則
第四章 雜則（第四十七条—第五十三条）	第二章 信用保証協会
第五章 罰則（第五十四条—第五十八条）	第三章 法人格
第六章 附則	第四章 第一節 通則

損害賠償責任の規定は、協会について準用する。

## 第二節 設立

（設立） 協会は、主務大臣の認可を受けなければ、設立することができない。

（設立） 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、左の各号の一に該当せず、且つ、その業務が健全に行われ、中小企業者等に対する金融の円滑化に資すると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

（設立） 一 設立の手続又は定款若しくは業務方法書の内容が法令に違反するとき。

（設立） 二 定款又は業務方法書のうち重要な事項につき、虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

（設立） 三 資産の総額が政令で定める金額以下であるとき。

（定款） 一 協会を設立しようとする者は、設立当初における資産を構成する資金その他の財産を出そんし、且つ、定款をもつて左の各号に掲げる事項を定めなければならない。

（定款） 二 名称

（定款） 三 業務所の所在地

（定款） 四 資産及び会計に関する規定

（定款） 五 役員の選任方法その他の役員に関する規定

（定款） 六 定款の変更に関する規定

（定款） 七 八 解散に関する規定

（定款） 九 公告の方法

（定款） 十 設立当初の役員

（業務方法書）

（役員） 第三節 管理
（役員） 第十一條 協会に、役員として理事及び監事を置く。
（役員） 第十二条 監事は、理事又は協会の職員と兼ねて（協会の代表）
（役員） 第十三条 監事は、協会のすべての事務について、協会を代表する。ただし、定款の規定に反することはできない。
（役員） 第十四条 理事が、定款によつて禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。（理事の代理権の制限）
（役員） 第十五条 理事が代理権を行使する場合は、（理事の代理行為の委任）
（役員） 第十六条 理事は、協会の成立後すみやかに、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。（業務報告書等の備付及び閲覧）

（財産目録及び貸借対照表の作成）



記しなければならない。ただし、清算人は、知  
れいる債権者を除くことができる。  
（期間経過後の債権の申出）

3 清算人は、知っている債権者には、各別にそ  
の申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

（清算人の債権者による債権の申出）

**第二十九条の三** 前条第一項の期間の経過後に申  
出をした債権者は、協会の債務が完済された後  
まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない  
財産に対してのみ、請求をすることができる。  
（残余財産の分配等）

**第三十条** 清算人は、協会の債務を弁済してなお  
残余財産があるときは、これを、協会の資金そ  
の他の財産の出元者に対し、出元の額に応  
じて分配しなければならない。

**第三十一条** 清算人は、協会の債務を弁済してなお  
残余財産があるときは、これを、協会の資金そ  
の他の財産の出元者に対し、出元の額に応  
じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出元者に分配すること  
ができる額は、その出元の額を限度とする。

3 前二項の規定による分配の結果なお残余財産  
があるときは、その処分につき定款に特別の定  
のない限り、その財産は、国庫に帰属する。

（裁判所による監督）

**第三十二条の二** 協会の解散及び清算は、裁判所の  
監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必  
要な検査をることができる。

3 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、協  
会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、  
又は調査を嘱託することができる。

4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判  
所に対し、意見を述べることができる。

（清算事務の結了）

**第三十三条** 清算事務が結了したときは、清算人  
は、遅滞なく、決算報告書を作成しなければな  
らない。  
2 清算事務が結了したときは、清算人は、その  
旨を主務大臣に届け出なければならない。  
（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

**第三十四条** 協会の解散及び清算並びに清  
算人に関する事件は、その主たる事務所の所在  
地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。  
（不服申立ての制限）

**第三十五条** 清算人の選任の裁判に對して  
は、不服を申し立てることができない。  
（裁判所の選任する清算人の報酬）

**第三十六条** 裁判所は、第二十八条の二の規  
定により清算人を選任した場合には、協会が當  
該清算人に対して支払う報酬の額を定めること

ができる。この場合においては、裁判所は、當  
該清算人及び監事の陳述を聽かなければならな  
い。

**第三十七条** 削除

（検査役の選任）

**第三十二条の五** 裁判所は、協会の解散及び清算  
の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選  
任することができる。

2 第三十二条の二及び第三十二条の三の規定  
は、前項の規定により裁判所が検査役を選任し  
た場合について準用する。この場合において、  
同条中「清算人及び監事」とあるのは、「協会  
及び検査役」と読み替えるものとする。

（主務大臣の認可）

**第六節** 監督

**第三十三条** 協会は、定款又は業務方法書を変更  
しようとするときは、主務大臣の認可を受けな  
ければならない。

**第三十四条** 協会は、毎事業年度終了後二月以内  
に、事業報告書を主務大臣に提出しなければな  
らない。

**第三十五条** 主務大臣は、この法律を施行するた  
め必要があると認めるときは、協会に対し報告  
をさせ、又はその職員に協会の事務所に立ち入  
り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類  
その他必要な物件を検査させることができる。  
（監督命令等）

**第三十六条** 主務大臣は、前条第一項の規定によ  
る指定をしたときは、当該指定を受けた支援機  
関の名称及び住所、事務所の所在地並びに支援  
業務又は会計が法令若しくはこれに基く主務大  
臣の処分又は定款若しくは業務方法書に違反す  
るとの認めるときは、その協会に対して、この法  
律の目的を達成するため必要な限度において、  
役員の解任、業務の停止、定款又は業務方法書  
の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずる  
ことができる。

**第三十七条** 主務大臣は、前項の規定による命令に  
従わなかつたときは、その協会の役員を解任

し、又はその協会の業務を停止し、若しくは設  
立の認可を取り消すことができる。

**第三章** 保証業務支援機関

（指定）

**第三十八条** 主務大臣は、協会の業務の健全な発  
達を図ることを目的とする一般社団法人又は一  
般財團法人であつて、第三十九条に規定する業  
務（以下「支援業務」という。）に関し、次に  
掲げる基準に適合すると認められるものを、そ  
の申請により、保証業務支援機関（以下「支援  
機関」という。）として指定することができる。

1 職員、支援業務の実施の方法その他の事項  
についての支援業務の実施に関する計画が支  
援業務の適正かつ確実な実施のために適切な  
ものであること。

2 前号の支援業務の実施に関する計画を適正  
かつ確実に実施するに足りる知識及び能力並  
びに経理的基礎を有するものであること。

3 主務大臣は、前項の申請をした者が、次の各  
号のいずれかに該当するときは、同項の規定に  
よる指定をしてはならない。

4 第四十六条第一項の規定により指定を取り  
消され、その取消しの日から二年を経過しな  
い者であること。

5 その役員のうちに、この法律に規定する罪  
を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、  
又はその執行を受けることがなくなつた日か  
ら二年を経過しない者があること。

6 支援業務の実施方法が適正かつ明確に定め  
られていないこと。

7 特定の者に対し不当な差別的取扱いをする  
ものではないこと。

8 支援業務の実施方法が適正かつ明確に定め  
られないこと。

9 不当に害するおそれがあるものでないこと。

10 主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が  
支援業務の適正かつ確実な実施をする上で不適  
当となつたと認めるときは、支援機関に対し、  
これを変更すべきことを命ずることができる。

11 特定の者に対し不当な差別的取扱いをする  
ものではないこと。

12 協会、金融機関及び中小企業者等の利益を  
害するおそれがあるものでないこと。

13 主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が  
支援業務の適正かつ確実な実施をする上で不適  
当となつたと認めるときは、支援機関に対し、  
これを変更すべきことを命ずることができる。

14 支援機関は、毎事業年度、支援業務

に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事  
業年度の開始前に（第三十七条第一項の規定に  
よる指定を受けた日の属する事業年度にあつて  
は、その指定を受けた後遅滞なく）、主務大臣  
に提出しなければならない。これを変更しよう  
とするときも、同様とする。

15 支援機関は、毎事業年度、支援業務に係る事  
業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年  
度の終了後三月以内に主務大臣に提出しなけれ  
ばならない。

（業務）

**第三十九条** 支援機関は、次に掲げる業務及びこ  
れに附帯する業務を行ふものとする。

1 協会の債務保証業務（第十一条第一項の業  
務をいう。以下この条において同じ。）に關  
する情報を收集し、分類し、整理し、及び保  
管すること。

（報告及び検査）

**第四十条** 支援機関の役員若しくは職員又はこれ  
らの職にあつた者は、支援業務に關して知り得  
た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

（秘密保持義務）

**第四十一条** 支援機関は、支援業務を行うとき  
は、その開始前に、支援業務の実施に関する主  
務省令で定める事項について業務規程を定め、  
主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号の  
いずれにも適合していると認めるときは、同項  
の認可を受けなければならぬ。

1 支援業務の実施方法が適正かつ明確に定め  
られたとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号の  
いずれにも適合していると認めるときは、同項  
の認可をしなければならない。

3 支援機関は、第一項の認可をした業務規程が  
支援業務の適正かつ確実な実施をする上で不適  
当となつたと認めるときは、支援機関に対し、  
これを変更すべきことを命ずることができる。

4 支援機関は、第一項の認可をした業務規程が  
支援業務の適正かつ確実な実施をする上で不適  
当となつたと認めるときは、支援機関に対し、  
これを変更すべきことを命ずることができる。

5 支援機関は、第一項の認可をした業務規程が  
支援業務の適正かつ確実な実施をする上で不適  
当となつたと認めるときは、支援機関に対し、  
これを変更すべきことを命ずることができる。

6 支援機関は、第一項の認可をした業務規程が  
支援業務の適正かつ確実な実施をする上で不適  
当となつたと認めるときは、支援機関に対し、  
これを変更すべきことを命ずることができる。

7 支援機関は、第一項の認可をした業務規程が  
支援業務の適正かつ確実な実施をする上で不適  
当となつたと認めるときは、支援機関に対し、  
これを変更すべきことを命ずることができる。

8 支援機関は、第一項の認可をした業務規程が  
支援業務の適正かつ確実な実施をする上で不適  
当となつたと認めるときは、支援機関に対し、  
これを変更すべきことを命ずることができる。

9 支援機関は、第一項の認可をした業務規程が  
支援業務の適正かつ確実な実施をする上で不適  
当となつたと認めるときは、支援機関に対し、  
これを変更すべきことを命ずることができる。

10 支援機関は、第一項の認可をした業務規程が  
支援業務の適正かつ確実な実施をする上で不適  
当となつたと認めるときは、支援機関に対し、  
これを変更すべきことを命ずることができる。

11 支援機関は、第一項の認可をした業務規程が  
支援業務の適正かつ確実な実施をする上で不適  
当となつたと認めるときは、支援機関に対し、  
これを変更すべきことを命ずることができる。

12 支援機関は、第一項の認可をした業務規程が  
支援業務の適正かつ確実な実施をする上で不適  
当となつたと認めるときは、支援機関に対し、  
これを変更すべきことを命ずることができる。

13 支援機関は、第一項の認可をした業務規程が  
支援業務の適正かつ確実な実施をする上で不適  
当となつたと認めるときは、支援機関に対し、  
これを変更すべきことを命ずることができる。

14 支援機関は、第一項の認可をした業務規程が  
支援業務の適正かつ確実な実施をする上で不適  
当となつたと認めるときは、支援機関に対し、  
これを変更すべきことを命ずることができる。

15 支援機関は、第一項の認可をした業務規程が  
支援業務の適正かつ確実な実施をする上で不適  
当となつたと認めるときは、支援機関に対し、  
これを変更すべきことを命ずすることができる。

（報告及び検査）

**第四十二条** 支援機関は、毎事業年度、支援業務

に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事  
業年度の開始前に（第三十七条第一項の規定に  
よる指定を受けた日の属する事業年度にあつて  
は、その指定を受けた後遅滞なく）、主務大臣  
に提出しなければならない。これを変更しよう  
とするときも、同様とする。

（報告及び検査）

**第四十三条** 支援機関は、この法律を施行するた  
め必要があると認めるときは、支援機関に対し、  
報告をさせ、又はその職員に支援機関の事務所  
に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは

帳簿書類その他必要な物件を検査させることができること。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)  
第四十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、支援機関に対し、支援業務に關し監督上必要な命令をすることができる。(業務の休廃止)

第四十五条 支援機関は、支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

3 支援機関が支援業務の全部を廃止したときは、第三十七条第一項の規定による指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)  
第四十六条 主務大臣は、支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十七条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて支援業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 支援業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

二 この章の規定に違反したとき。

三 第四十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで支援業務を行つたとき。

四 第四十一条第三項又は第四十四条の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により支援業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

#### 第四章 雜則

(実施規定)

第四十七条 この法律による認可に関する申請、届出く外、この法律による認可に関する申請、届出

及び事業報告書その他の書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な手続は、主務省令で定める。

(主務大臣等)  
第四十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第三十五条及び第四十三条に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は経済産業大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

2 この法律における主務省令は、内閣府令・経済産業省令とする。

(財務大臣への資料提出等)  
第四十九条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、協会に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(権限の委任)  
第五十条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの法律の規定による経済産業大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長(当該金融庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長)に委任することができる。

(地方公共団体が処理する事務)  
第五十一条 第二章に規定する内閣総理大臣及び経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、協会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(市町村の区域を越えない区域を第二十条第四項に規定する協会の区域とする協会については、市町村長。次条において同じ。)が行うこととすることができる。

(書類の經由)  
第五十二条 第二章の規定(当該規定に基づく命令を含む。)により内閣総理大臣及び経済産業大臣又は金融庁長官及び経済産業大臣に対する認可に関する申請、届出及び事業報告書その他の書類の提出(以下この条において「申請等」という。)は、当該申請等に係る協会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請等があつた場合において、必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣及び経済産業大臣又は金融庁長官及び経済産業大臣に対し、当該申請等に係る意見を述べることができる。

(事務の区分)  
第五十三条 前条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則)  
第五十四条 第四十一条第一項の規定による支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は濫用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(第五十五条) 第四十六条第一項の規定による支援業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした支援機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(第五十六条) 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その行為をした協会の役員、代理人、清算人、使用人その他の従業者又は支援機関の役員若しくは職員を三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条に規定する事業報告書の不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺もうとしたとき。

二 第三十五条第一項又は第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第四十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をせたとき。

四 第三十四条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(施行期日)  
第五十五条 第二章の規定により官庁又は公衆を欺もうとしたとき。

一 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

二 この法律は、昭和三十二年三月三〇日法律第二号(附則)(昭和三十二年四月一日から施行する。)

三 第四十五条第一項の規定による届出をせた協会の役員、代理人、清算人、使用人その他の従業者又は支援機関の役員若しくは職員がその協会の業務又は支援業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その協会又は支援機関に対しても同項の刑を科する。

四 第二章の規定により主務大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第四十二条第一項の規定に基づく政令の規定による登記を怠つたとき。

三 第十二条の規定に違反したとき。

八 第二十五条第二項の規定による公告をする場合において虚偽の公告をしたとき。

九 第二十八条の六第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十 第二十九条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十一 第二十九条の二第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十二 第二十九条の二第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

十三 第三十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十四 第三十二条第一項に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十五 第二十九条の二第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

十六 第二十二条の規定に違反して合併したとき。

十七 第二十五条の規定に違反して合併したとき。

十八 第二十九条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにこれらとの書類の閲覧を拒んだとき。

十九 第二十二条の規定に違反したとき。

二十 第二十条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二十一 第二十二条の規定に違反したとき。

二十二 第二十九条の二第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

二十三 第三十一条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

二十四 第三十二条第一項に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

二十五 第二十九条の二第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

二十六 第二十二条の規定に違反したとき。

二十七 第二十九条の二第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

二十八 第二十二条の規定に違反したとき。

二十九 第二十九条の二第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

三十 第二十二条の規定に違反したとき。

三十一 第二十二条の規定に違反したとき。

三十二 第二十二条の規定に違反したとき。

三十三 第二十二条の規定に違反したとき。

三十四 第二十二条の規定に違反したとき。

三十五 第二十二条の規定に違反したとき。

三十六 第二十二条の規定に違反したとき。

三十七 第二十二条の規定に違反したとき。

三十八 第二十二条の規定に違反したとき。

三十九 第二十二条の規定に違反したとき。

四十 第二十二条の規定に違反したとき。

四十一 第二十二条の規定に違反したとき。

四十二 第二十二条の規定に違反したとき。

四十三 第二十二条の規定に違反したとき。

四十四 第二十二条の規定に違反したとき。

四十五 第二十二条の規定に違反したとき。

四十六 第二十二条の規定に違反したとき。

四十七 第二十二条の規定に違反したとき。

四十八 第二十二条の規定に違反したとき。

四十九 第二十二条の規定に違反したとき。

五十 第二十二条の規定に違反したとき。

五十一 第二十二条の規定に違反したとき。

五十二 第二十二条の規定に違反したとき。

五十三 第二十二条の規定に違反したとき。

五十四 第二十二条の規定に違反したとき。

五十五 第二十二条の規定に違反したとき。

五十六 第二十二条の規定に違反したとき。

五十七 第二十二条の規定に違反したとき。

五十八 第二十二条の規定に違反したとき。

五十九 第二十二条の規定に違反したとき。

六十 第二十二条の規定に違反したとき。

六十一 第二十二条の規定に違反したとき。

六十二 第二十二条の規定に違反したとき。

六十三 第二十二条の規定に違反したとき。

六十四 第二十二条の規定に違反したとき。

六十五 第二十二条の規定に違反したとき。

六十六 第二十二条の規定に違反したとき。

六十七 第二十二条の規定に違反したとき。

六十八 第二十二条の規定に違反したとき。

六十九 第二十二条の規定に違反したとき。

七十 第二十二条の規定に違反したとき。

七十一 第二十二条の規定に違反したとき。

七十二 第二十二条の規定に違反したとき。

七十三 第二十二条の規定に違反したとき。

七十四 第二十二条の規定に違反したとき。

七十五 第二十二条の規定に違反したとき。

七十六 第二十二条の規定に違反したとき。

七十七 第二十二条の規定に違反したとき。

七十八 第二十二条の規定に違反したとき。

七十九 第二十二条の規定に違反したとき。

八十 第二十二条の規定に違反したとき。

八十一 第二十二条の規定に違反したとき。

八十二 第二十二条の規定に違反したとき。

八十三 第二十二条の規定に違反したとき。

八十四 第二十二条の規定に違反したとき。

八十五 第二十二条の規定に違反したとき。

八十六 第二十二条の規定に違反したとき。

八十七 第二十二条の規定に違反したとき。

八十八 第二十二条の規定に違反したとき。

八十九 第二十二条の規定に違反したとき。

九十 第二十二条の規定に違反したとき。

九十一 第二十二条の規定に違反したとき。

九十二 第二十二条の規定に違反したとき。

九十三 第二十二条の規定に違反したとき。

九十四 第二十二条の規定に違反したとき。

九十五 第二十二条の規定に違反したとき。

九十六 第二十二条の規定に違反したとき。

九十七 第二十二条の規定に違反したとき。

九十八 第二十二条の規定に違反したとき。

九十九 第二十二条の規定に違反したとき。

一百 第二十二条の規定に違反したとき。

一百零一 第二十二条の規定に違反したとき。

一百零二 第二十二条の規定に違反したとき。

一百零三 第二十二条の規定に違反したとき。

一百零四 第二十二条の規定に違反したとき。

一百零五 第二十二条の規定に違反したとき。

一百零六 第二十二条の規定に違反したとき。

一百零七 第二十二条の規定に違反したとき。

一百零八 第二十二条の規定に違反したとき。

一百零九 第二十二条の規定に違反したとき。

一百一零 第二十二条の規定に違反したとき。

一百一一 第二十二条の規定に違反したとき。

一百一二 第二十二条の規定に違反したとき。

一百一三 第二十二条の規定に違反したとき。

一百一四 第二十二条の規定に違反したとき。

一百一五 第二十二条の規定に違反したとき。

一百一六 第二十二条の規定に違反したとき。

一百一七 第二十二条の規定に違反したとき。

一百一八 第二十二条の規定に違反したとき。

一百一九 第二十二条の規定に違反したとき。

一百二十 第二十二条の規定に違反したとき。

一百二十一 第二十二条の規定に違反したとき。

一百二十二 第二十二条の規定に違反したとき。

一百二十三 第二十二条の規定に違反したとき。

一百二十四 第二十二条の規定に違反したとき。

一百二十五 第二十二条の規定に違反したとき。

一百二十六 第二十二条の規定に違反したとき。

一百二十七 第二十二条の規定に違反したとき。

一百二十八 第二十二条の規定に違反したとき。

一百二十九 第二十二条の規定に違反したとき。

一百三十 第二十二条の規定に違反したとき。

一百三十一 第二十二条の規定に違反したとき。

一百三十二 第二十二条の規定に違反したとき。

一百三十三 第二十二条の規定に違反したとき。

一百三十四 第二十二条の規定に違反したとき。

一百三十五 第二十二条の規定に違反したとき。

一百三十六 第二十二条の規定に違反したとき。

一百三十七 第二十二条の規定に違反したとき。

一百三十八 第二十二条の規定に違反したとき。

一百三十九 第二十二条の規定に違反したとき。

一百四十 第二十二条の規定に違反したとき。

一百四十一 第二十二条の規定に違反したとき。

一百四十二 第二十二条の規定に違反したとき。

一百四十三 第二十二条の規定に違反したとき。

一百四十四 第二十二条の規定に違反したとき。

一百四十五 第二十二条の規定に違反したとき。

一百四十六 第二十二条の規定に違反したとき。

一百四十七 第二十二条の規定に違反したとき。

一百四十八 第二十二条の規定に違反したとき。

一百四十九 第二十二条の規定に違反したとき。

一百五十 第二十二条の規定に違反したとき。

一百五十一 第二十二条の規定に違反したとき。

一百五十二 第二十二条の規定に違反したとき。

一百五十三 第二十二条の規定に違反したとき。

一百五十四 第二十二条の規定に違反したとき。

一百五十五 第二十二条の規定に違反したとき。

一百五十六 第二十二条の規定に違反したとき。

一百五十七 第二十二条の規定に違反したとき。

一百五十八 第二十二条の規定に違反したとき。

一百五十九 第二十二条の規定に違反したとき。

一百六十 第二十二条の規定に違反したとき。

一百六十一 第二十二条の規定に違反したとき。

一百六十二 第二十二条の規定に違反したとき。

一百六十三 第二十二条の規定に違反したとき。

一百六十四 第二十二条の規定に違反したとき。

一百六十五 第二十二条の規定に違反したとき。

一百六十六 第二十二条の規定に違反したとき。

一百六十七 第二十二条の規定に違反したとき。

一百六十八 第二十二条の規定に違反したとき。

一百六十九 第二十二条の規定に違反したとき。

一百七十 第二十二条の規定に違反したとき。

一百七十一 第二十二条の規定に違反したとき。

一百七十二 第二十二条の規定に違反したとき。

一百七十三 第二十二条の規定に違反したとき。

一百七十四 第二十二条の規定に違反したとき。

一百七十五 第二十二条の規定に違反したとき。

一百七十六 第二十二条の規定に違反したとき。

一百七十七 第二十二条の規定に違反したとき



**第一条** (施行期日)  
この法律は、金融再生委員会設置法(平成十年法律第二百三十号)の施行の日から施行する。

**(経過措置)**  
**第二条** この法律による改正前の担保附社債信託法、言託義法、農林中央金庫法、無記義法、根抵

の麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律）、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「旧担保附社債信託法等」といいう。）の規定により内閣総理大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の处分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等

3 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出の他の手続をしなければならない事項で、この他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(以下「新担保附社債信託法等」という。)の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

**附 則**（平成一年七月六日法律第八  
七号）抄  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に關する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四

2 む、この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。  
（不服申立てに関する経過措置）

**第五条** 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
**附 则** (平成一年五月二八日法律第五号) 抄  
附 則 (平成一年六月一日法律第十七条)  
第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。  
第一条 (施行期日)  
抄  
三号  
附 則 (平成一年六月一日法律第十七条)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十二年十月一日から施行する。

**(処分申請等に関する経過措置)**  
**第一百六十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む

**第三条** この法律の施行の際限に効力を有する旧担保社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保社債信託法等の規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

會法五  
の法律の施行後は、この法律の施行前に於ける地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する國の事務として處理するものとする。

の法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他手続をしなければならない事項についてその項目及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十二条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第一百二十二条の規定 公布の日  
(国等の事務)



（平成一九年六月二日法律第五〇号）抄  
この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。  
附 則（平成一九年五月二十五日法律第五六号）抄  
この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。  
附 則（平成一九年五月二十五日法律第五八号）抄  
この法律は、平成二十年十月一日から施行する。  
第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。  
（罰則に関する経過措置）  
第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（政令への委任）  
第九条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
（調整規定）  
第十条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）又は地方公営企業等金融機関法（平成十九年法律第六十四号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機関法によつて改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

(信用保証協会法の一一部改正に伴う経過措置)  
**第三十七条** 信用保証協会が前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の信用保証協会法第二十条第一項第三号の規定に基づき行つた債務の保証については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二〇年六月一一日法律第六〇号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成二十年九月一日から施行する。

(調整規定)  
**第二条** この法律の施行の日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の信用保証協会法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「目的とする一般社団法人又は一般財团法人」とあるのは、「目的として民法第三十四条の規定により設立された法人」とする。  
(経過措置)

**第三条** この法律の施行前に改正前の信用保証協会法第二十条第一項第一号の規定により行われた中小企業者等が銀行その他の金融機関から給付を受けることにより金融機関に対して負担する債務の保証については、なお従前の例による。  
(罰則にに関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(検討)

**第五条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成二三年五月二十五日法律第五三号)  
この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二三年六月二十四日法律第七四号)  
(施行期日)  
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則** (平成二十九年六月二日法律第四五五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第二百三条の二、第一百三十三条の二、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十九年五月一四日法律第五号）抄  
（施行期日）

**第一項** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則**（令和四年六月一七日法律第六八号）抄  
（施行期日）

**第一項** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日